

- 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,037,944百万円である。

(繰延資産の処理方法)

当中間期から改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日改正)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用している。

これに伴い、前期まで繰延資産としていた「社債発行差金」は、「社債」から控除している。また、前期まで繰延資産として計上した上で期中発生額を全額償却していた「社債発行費」は、支出時に営業外費用の「社債発行費等」として処理している。

この変更による損益に与える影響はない。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 有形固定資産の減価償却累計額 5,395,322百万円
- 偶発債務
保証債務 191,969百万円
保証予約債務 309百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 149,266百万円
- 中間損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

空調事業	専用固定資産	11,416百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	9百万円
	合計額	11,425百万円
光ファイバ心線貸し事業	専用固定資産	23,557百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1,664百万円
	合計額	25,221百万円
ガス供給事業	他事業との共用固定資産の配賦額	-百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前期末株式数	当中間期増加株式数	当中間期減少株式数	当中間期末株式数
普通株式	459,121	47,080		506,201
合計	459,121	47,080		506,201

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加47,080株は、単元未満株式の買取りによる増加である。